

平成27年9月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

平成27年9月11日 金曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山	口	栄	治
書 記	小	林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山	口	文	夫
副 町 長	山	口	誠	実
教 育 長	古	賀	信	雄
総務課 長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課 長	大	川	豊	文
地域政策課 長	野	上	英	了
税 務 課 長	中	尾		剛
健康推進課 長	成	富	浩	樹
会 計 課 長	三	岳		昭
住民福祉課 長	山	中	美	由紀
農林水産課 長 兼農業委員会事務局長	太	田	啓	寛
建 設 課 長	照	本	茂	法
ダム対策室 長	福	田	多	肥
水 道 課 長	廣	田	洋	一
教 育 次 長	吉	永	文	典
行 政 係 長	荒	木	俊	行

議事日程

- 第 1 発委第 3 号 川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則
- 第 2 同意第 3 号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第 4 議案第 44 号 平成 27 年度川棚町一般会計補正予算（第 2 回）
- 第 5 議案第 45 号 平成 27 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 6 議案第 46 号 平成 27 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 7 議案第 47 号 平成 27 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）
- 第 8 議案第 48 号 平成 27 年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 9 議案第 49 号 平成 27 年度川棚町水道事業会計補正予算（第 2 回）
- 第 10 議案第 50 号 川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 51 号 川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 52 号 川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 請願第 1 号 未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願
- 第 14 議員派遣の件

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、発委第3号「川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 平成27年9月10日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、議会運営委員会委員長三岳昇。

川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則の提出について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

新旧対照表ご覧いただきたいと思えます。次の次のページでございます。

これは欠席の届け出ということでございますが、現行に改正案のとおり2を付けまして、「議員が出産のために出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。」という改正でございます。理由といたしましては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するものでございます。以上、提案いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。

2 番 田 口 一点お聞きします。ただいまこの加えられた第2項についての解釈についてですが、「議員が出産のため」という文言につきましては、議員本人の出産ということはもちろんあり得るんですが、議員が配偶者が出産のためというようなことでも読まれないわけでもないと思えますので、そこらへんの解釈をはっきり議員本人だけであるというように、解釈をはっきりしておいていただきたいと思えますが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。

議会運営委員会委員長 田口議員の質問にお答えする前にですね、先ほど壇上での説明で、附則のところを漏らしておりました。ここで、改めて2枚目

を開いていただきたいと思います。

この附則につきましては、公布の日から施行するということとでございます。

ただいま田口議員から質問がございました「議員が出産のために」という部分につきましては、あくまでも議員本人ということとでございます。

4 番 久 保 田 お尋ねします。この「出産のため」というところの、「ため」のところをお尋ねしたいんですけれども、労働基準法にありますような、産前産後の休みも含むのか、それから多子出産とか、異常出産のときの出産日数が異なっていると思いますが、そういうのはどう捉えればいいのかお尋ねします。

議会運営委員会委員長 ただいまの久保田議員の質問でございますが、一応、出産のためということとでございます。ということで、産前産後の休暇等については含まれないというふうに解釈をいたしております。

その点についてですが、産前というのが、果たして出産ということになるのかということになってくるのかと思うんですよね。いわゆる産前産後の、いわゆる労基法で言う産休と言いますかね、そういった部分はですよ、産前については、おそらく入らないというふうに思います。ただ出産後ですね、やはり、例えば一週間とか入院されますよね、そういった場合については含まれるというふうに理解しているところでございます。

1 番 山 口 今の解釈でいけばですね、産前が含まれないということはどうですかね、出産日以降しか認められないということになるわけですよ。本来であれば、産前というのもですね、出産のためにいろんなかたちでの準備、その他含めればですね、当然、そこまでの産前産後というのは、これに包括されないとはですね、本当に極端な例でございますが、出産直前まで欠席届を出せないというのは、今の時代の流れからいけばおかしいんじゃないかというふうに思いますけれども。

1 3 番 村 井 休憩をお願いします。

議 長 今、休憩の申し出がっております。ここでしばらく休憩いたします。

(1 0 : 0 6)

(…休 憩…)

(1 0 : 1 6)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員長 先ほどの久保田議員の質問に対しまして、産前は含まないという答弁をしておりましたが、これにつきましては、産前産後、状況に応じてということで訂正をさせていただきたいと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発委第3号「川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、発委第3号「川棚町議会会議規則の一部を改正する議会規則」は、原案のとおり可決されました。

(1 0 : 1 8)

議 長 次に、日程第2、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。本件について、説明を求め

ます。

町長 皆様おはようございます。それでは、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、提案理由を説明いたします。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、5人の委員をもって組織するとされております。川棚町の教育委員会委員で、現教育委員長の宮崎秀博氏の任期が、本年11月4日までとなっていることから、引き続き同氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

宮崎氏は、議案に記載しておりますとおり、川棚町小串郷1270番地にお住まいで、年齢は昭和28年10月20日生まれの61歳であります。同氏は、昭和51年3月に福岡大学商学部商学科を卒業され、現在は社会福祉法人川棚町社会福祉協議会事務局長として、福祉の面で大変ご活躍をいただいているところでございます。また、これまで小串小学校PTA会長、東彼杵郡PTA連合会会長を務めるなど、子供たちの健全育成やPTA活動に熱心に取り組んでこられております。温厚で誠実な人柄で、住民からの信頼も厚く教育委員会委員として適任であると認めますので、ご提案申し上げます。以上、提案いたしますので、ご審議の上ご同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

失礼しました。先ほどの提案理由の中で、川棚町の教育委員で現教育委員長のと言いましたが、現教育委員の宮崎秀博氏とご訂正をお願いいたします。以上でございます。

議長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:22)

議 長 次に、日程第3、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。この議題の審議においては、地方自治法第117条の規定によって、山口隆議員が除斥の対象となります。山口議員の退場を求めます。

(山口隆議員退場)

議 長 本件について、説明を求めます。

町 長 諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」についての提案理由をご説明いたします。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱することとなっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項により、市町村長は議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないとなっております。現在、本町には4人の方が人権擁護委員の委嘱を受けられております。そのうち、山口輝子氏につきましては、平成22年1月に人権擁護委員の委嘱を受けられ、現在2期目であり、平成2

7年12月31日をもって任期満了とされますので、同氏の再任について、議会の意見を求めるものでございます。

山口氏は、石木郷181番地2にお住まいで、昭和21年8月15日生まれの69歳であります。昭和44年に長崎大学を卒業後、神奈川県横浜市の小学校教諭として3年間勤務され、その後、本町の町立幼稚園教諭として33年間、また一般行政職員として2年間勤務をされております。定年退職後は、川棚小学校のサポートティーチャーとして教育行政に関わっていただくなど、人格、識見ともに人権擁護委員に適任と認め、候補者として推薦するものであります。なお、委員の任期は3年間となっております。以上で説明を終わりますが、推薦することにつきましてご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定いたしました。

(10:26)

ここで、山口隆議員の入場を許します。

(山口隆議員入場)

議 長 次に、日程第4、議案第44号「平成27年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第44号「平成27年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,049万円を追加し、歳入歳出予算の総額を59億6,815万6千円にしようとするものであります。

今回の補正の主なものといたしましては、歳入においては町民税の増額並びに固定資産税の減額、地方交付税、臨時財政対策債の確定による増額、平成26年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額、補助金交付の決定を受けた国、県支出金の増減、特別会計の決算確定に伴う繰入金の増額、基金繰入金の減額であります。

歳出におきましては、社会保障番号制度に対応する経費の追加、福祉医療費助成制度の拡充に向けた電算システムの改修費、保育所運営費の増額、県営事業である基幹農道川棚西部地区の建設工事の追加に伴う町負担金の増額、新規就農者への給付金の追加、ため池一斉点検調査業務の追加、町道下組野口線の改良にかかる測量分筆並びに用地購入費の追加、6月以降に発生した災害復旧関係費用などが主なものであり、そのほか当初予算編成後の事情変更等に対応するために必要な事業費について計上したものであります。補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

企画財政課長 それでは内容について歳出からご説明いたしますので、31

ページ、32ページをお開きください。

まず、2款総務費でございます。1項1目一般管理費27万7千円の追加ではありますが、これは自治大研修入校に関する負担金でございます。

3目財政管理費20万円を増額しております。これはふるさと納税にかかる返礼品に要する委託料でございます。

7目情報通信基盤整備事業、これは財源のみの変更でございます。

8目電算管理費、説明欄、社会保障・税番号制度導入費として73万1千円の追加を行っております。内訳としましては、13節委託料が556万9千円の減でございます。これはシステム改修委託料の減額であります。

18節備品購入費として630万円を計上しております。これは個人番号カード交付用のタッチパネル、中間サーバープラットフォーム利用にかかる機器一式、さらにマイナンバー制度の施行に伴い、日本年金機構の個人情報漏えい事案を受け、総務省から既存住基システムとインターネットを介した不特定外部との通信ができないようにするよう強く指導がっております。現在、本町において運用している基幹系システムと情報系システムを同じ端末で共用していることがこれにあたることから、基幹系システムと情報系システムを別々の端末機で運営する必要があるので、今回、基幹系端末機、いわゆるパソコンであります。これを50台導入し、各課に配置するものであります。

次に13目財政調整基金費であります。減債基金費として利息分を積立金として計上したものであります。

2項徴税费、2目賦課徴収費であります。賦課徴収費におきまして、町税の還付、特に法人の多額なものが出ておりまして、現在、予算額はなしで予備費で対応中であります。今後、見込まれる還付について23節で計上したものであります。

3目戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費であります。66万円の追加、備品購入費を追加するものであります。これはマイナンバー制度発足に対応し、個人番号カードの裏書印刷用プリンターを購入するものであります。次のページをお開きください。

3款民生費でございます。1項1目社会福祉総務費として、説明欄、母子福祉医療費ではありますが、これは福祉医療助成費制度の拡充に向けた電算シ

システムの補修費並びに通知書等の発送の郵送料であります。

国民健康保険基盤安定費 1,400 万円ではありますが、これは保険基盤安定事業の制度の改正に伴い、28 節繰出金を追加するものであります。

国民健康保険事業費 20 万円、これは事務費分としての繰出金の追加で、同じく 28 節であります。

2 項 1 目児童福祉総務費であります。児童福祉総務費 126 万円、これは 23 節の国県への補助金の精算返納金でございます。

特別児童扶養手当事務費、これは事務委託の追加が歳入でありましたので、同額を需用費として計上したものでございます。

2 目児童措置費、説明欄、保育所運営費であります。9,077 万円の増としております。今年度は、子ども子育て支援新制度のスタートにあたり、認定こども園の創設などにより予算編成時においては、新たな保育所運営費の算定が非常に流動的であったことから、概算的計上を行っておりましたが、年度が始まりまして、保育所等運営費の見込みが固まりましたので、今回の補正を行うものであります。次のページをお開きください。

4 款衛生費でございます。保健衛生総務費 21 万 1 千円、これは補助金の精算返納金であります。

次に、国民健康保険事業費 6 万 6 千円、これは 1 節の報奨費、国保運営協議会委員の報酬の追加でございます。次のページをお開きください。

6 款農林水産業費であります。1 項 3 目農業振興費の中の説明欄、農業経営対策事業推進費 142 万 5 千円であります。内訳としましては、新規就農者に対する青年就農給付金、これに該当する者が夫婦一組生じたということで、111 万 2,500 円を計上しております。また、集落営農法人経営安定支援事業費として、30 万円を計上しております。これらは、特定財源欄をご覧のとおり、全額補助金で充当されるものであります。

5 目農地費であります。農地管理費 15 万円ではありますが、これは基幹農道川棚西部地区の遠隔地在住の地権者に対しまして、用地交渉を要する旅費を追加したものであります。

農道新設改良事業費 1,496 万 6 千円、これは基幹農道川棚西部地区の工事の追加割り当てがありましたので、地元負担金として追加するものであります。19 節でございます。

農村災害対策整備事業費100万円であります。これは0.5ヘクタール以上のため池の一斉点検調査というものが今回行われまして、10カ所予定しております。これにつきましても特定財源欄のように、これは県補助で全額賄われるものでございます。先ほど言い遅れましたが、農道新設改良事業費につきましても、財源欄にありますように、その分地方債の増額も歳入の方で今回計上しております。

2項林業費でございます。説明欄、松くい虫防除事業費13万2千円とあります。これは駆除区域の拡大に伴う増額でございます。次のページをお開きください。

7款商工費、1項3目観光費、説明欄にあります観光・物産振興事業費30万円の減でございます。これはいい肉フェアの実施にあたり、当初予定していた助成金の減額が見込まれることから、事業内容を見直し、委託料を減としたものでございます。

次の観光・物産情報発信事業費であります。これは「町イチ！村イチ！2015」、これは当初予算に計上しておりましたが、出展内容が固まりましたので、旅費、使用料等の組み替えを行っております。そしてさらに、「Lovefes2015」という県内8町のPRイベントが10月に開催されます。これを追加しておまして、必要な額を計上したものであります。次のページをお開きください。

8款土木費でございます。2項2目道路維持費でございますが、これは町道下組野口線歩道設置工事につきまして、拡幅する用地確保の目途がつかまりましたので、今回、境界測量、分筆登記、そしてさらに公有財産購入費、用地の取得費を計上したものでございます。実質的な工事は28年度になると予定をしております。

3目道路新設改良費、これは県道大崎線の改良の地元負担金でございます。当初計画よりも追加があったものでございます。これにつきましても起債を予定しております。先ほどの町道下組野口線についても起債を今回計上しております。

4項2目港湾建設費でございます。これは県営港湾事業の地元負担金でございます。当初計画よりも縮小したということで示されましたので、その分減をしております。起債についても併せて減をしております。

5 項 3 目公共下水道費であります。これは下水道特別会計の 2 6 年度決算確定に伴う減額でございます。

9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費でございます。1 4 万 7 千円、これは消防団員安全装備品整備等助成金を活用した事業でありまして、ヘッドライトを購入し各分団に配置するというものであります。説明欄にありますように、全額助成金で充当されるものでございます。次のページをお開きください。

1 0 款教育費、6 項 1 目保健体育総務費であります。これはスポーツ推進委員の研究大会参加旅費の追加でございます。次のページをお開きください。

1 1 款災害復旧費であります。1 項 1 目農地農業施設災害復旧費、説明欄にありますように補助災害復旧費 1, 2 7 1 万 6 千円の追加を行っております。これは 6 月から 8 月にかけて豪雨による災害復旧に要する経費として 1 0 カ所分生じておりますので、その分の補助申請に要する経費、測量等の委託料、そして工事請負費として 1, 2 0 0 万円を計上したものであります。これにつきましても、財源の欄に記載しておりますが、補助金、地方債の発行を今回計上しております。次のページをお開きください。

1 4 款予備費です。これは歳入歳出見合いによる調整をしております。それでは次に歳入についてご説明いたします。7 ページをお開きください。

1 款町税でございます。1 項 1 目個人ですが、説明欄にありますように、普通徴収分、給与特別徴収分、年金特徴分で増減がありまして、合わせて 2 千万円の増額を行うものであります。

2 項 1 目固定資産税、現年度課税分として 1, 6 9 0 万円を減額しております。これは評価替えの年度にあたり、評価替えの結果、家屋の減が見込みをさらに下回ったというものでございます。

8 款地方特例交付金でございます。説明欄、減収補てん特例交付金、これは交付決定がありましたので、その分、増額を行ったものであります。次のページをご覧ください。

9 款地方交付税であります。説明欄にありますように、地方交付税 1 億 8, 3 0 1 万 4 千円を増額としております。これは交付決定がありまして、交付決定に合わせた増額であります。主に今回、2 7 年度から創設された人

口減少特別対策事業費という項目が必要額の項目として追加になりまして、その増が大きく影響したものであります。次のページをお開きください。

1 1 款分担金及び負担金でございます。説明欄にありますように、各園の保育所の保育料であります。各園とも園児数並びに負担金算定の階層区分等が確定をいたしましたので、増減を行ったものであります。次のページをお開きください。

1 3 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金でございます。まず国民健康保険基盤安定負担金であります。これは歳出の折に説明いたしました。が、保険基盤安定事業の制度改正による増額であります。

児童福祉費負担金の児童措置費私立保育園・認定こども園とありますが、これは保育所等の運営費の増額補正に伴う国庫支出金の増額であります。

2 項 1 目民生費国庫補助金であります。民間保育所施設整備補助金 8, 8 1 4 万 5 千円の増となっております。これは主に次のページで説明しますが、県補助金として当初予算は計上しておりましたが、国庫支出金ということになりましたので、内訳としましては 8, 7 9 6 万 5 千円、これを組み替えております。なお、開設準備加算金 1 8 万円が今回追加になっておりますので、併せて計上したものであります。

5 目総務費国庫補助金であります。社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援補助金であります。これは先ほど歳出の折に説明しましたが、システム改修の委託料の減に伴いまして補助金も減となっております。

個人番号カード関連事務補助金であります。これは当初予算で委託金として計上しておりましたが、補助金という措置になりましたので、5 0 6 万 1 千円を組み替えております。そして、交付事務の補助の追加というものが 4 5 万 7 千円ありましたので、併せて計上したものであります。

3 項 1 目総務費委託金であります。個人番号カード関連事務交付金ですが、先ほど説明いたしましたように、委託金から補助金へ組み替えを行って減をしております。

民生費委託金であります。特別児童扶養手当事務費委託金、これは追加決定がありましたので、計上したものであります。同額を歳出でも計上しております。次のページをお開きください。

1 4 款県支出金であります。1 項 2 目民生費県負担金であります。説明欄

の国民健康保険基盤安定負担金であります。保険基盤安定事業制度の改正に伴う増額で、県負担分の増額であります。

児童措置費私立保育園・認定こども園であります。これも保育所運営費の増額補正に伴う県負担分の増であります。

2項2目民生費補助金であります。民間保育所等施設整備費補助金でございますが、先ほど国庫支出金の方で説明しましたように、国庫補助に組み替えて減額としたものであります。

5目農林水産業費県補助金であります。農業経営対策推進事業費補助金であります。これは歳出の折に説明しましたように、青年就農給付金112万5千円、そして集落営農法人安定化支援事業費交付金30万円、歳出と同額、全額措置されるものであります。

次に、農村災害対策整備事業費補助金100万円であります。これも歳出の折に説明しましたように、ため池一斉点検というものが今回行われまして、全額県費で充当されるものであります。

松くい虫損失補償金であります。これも区域の拡大がありましたので、歳入も増となっております。

11目農水施設災害復旧費補助金であります。農水施設災害復旧費補助金として960万円、工事費1,200万円の80%を仮補助率として見込んだものでございます。次のページをお開きください。

15款財産収入であります。減債基金の利子であります。これは歳出は積立金として計上しております。国債の運用益の増であります。次のページをお開きください。

16款寄附金であります。これは農業費寄附金として42万円、農地災害復旧費事業にかかる負担金でございます。次のページをお開きください。

17款繰入金です。1項2目介護保険事業特別会計繰入金、さらにその下の後期高齢者医療特別会計繰入金、2つとも、それぞれの特別会計の26年度決算に伴う精算としての増でございます。

2項基金繰入金でございます。まず、下水道事業基金繰入金8千万円と、減債基金繰入金7千万円、それぞれ減としております。これは交付税の増などにより歳入不足がやや解消されましたので、それぞれ減額をしたものでございます。次のページをお開きください。

18款繰入金です。26年度決算確定に伴い、純繰越金の増を行ったものであります。次のページをお開きください。

20款町債であります。1項3目農林水産債であります。農道整備事業債として、これは基幹農道川棚西部の追加分であります。

4目土木債のうち、港湾建設事業債、これは県営事業の減に伴う起債の減であります。

地方特定道路整備事業債、これは町道下組野口線歩道設置工事の追加に伴う増、これが310万円、県道大崎公園線の負担金の増に伴うものが130万円となっております。

7目災害復旧債であります。農地農林施設災害復旧債、これは先ほどの災害につきまして、補助の残りを起債で充当するものであります。

8目臨時財政対策債です。これは借入額が確定をいたしましたので、450万円追加をするものでございます。失礼しました19款を飛ばしておりました。27、28ページをお開きください。

19款諸収入、4項5目であります。長崎県町村会地域振興事業助成金であります。これが地域おこしイベント等の助成金でございます。減額が見込まれるので減としております。

地域特産品需要拡大支援事業助成金130万円の減でございますが、これは番号29のコミュニティ活性化支援事業助成金、これに組み替えを行っており、さらに減が見込まれる5万円を合わせて計上したものでございます。

次に、研修助成金、これは自治大等への研修助成金の歳入であります。

次の消防団員安全装備品整備等助成金、これも歳出で説明しました装備品の助成でございます。

コミュニティ活性化支援事業助成金は組み換えでございます。

電線路移転補償金でございます。これは基幹農道川棚西部の工事に伴い、本町の光ケーブルの移設が生じておりました、その分の補償金であります。以上で、歳入についての説明を終わります。

第2表地方債補正について説明いたします。3ページをお開きください。

第2表地方債補正であります。先ほど説明いたしました20款町債と対応するものであります。変更として、それぞれ4つの事業を変更をかけております。そしてさらに、追加としまして、農地農林施設災害復旧事業290万

円の追加を行っております。合わせまして、総額で今回4億6,280万円となるものであります。

以上が、平成27年度川棚町一般会計補正予算（第2回）の内容であります。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(10:54)

(…休 憩…)

(11:15)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 これから質疑を行います。

1 3 番 村 井 38ページ、先ほどの説明で松くい虫防除事業費13万2千円、駆除区域の拡大のためという説明がございましたが、これはいつも駆除している大崎の山頂部分なのか、それ以外の区域なのか。また、松の木何本分なのかというのがお分かりでしたら説明をお願いいたします。

農林水産課長 ただいま村井議員のご質問にお答えをいたします。場所は大崎半島山頂付近一帯でございます。増加しましたのは、のんぼか山を中心とする一帯でございます。松が成長しまして、守るべき松が増えたということで区域の拡大をしております。本数的には、特に決めておりません。面積で計算をするということで、委託して実施しているところでございます。

1 番 山 口 38ページの農地費の農道新設改良事業費の1,496万6千円ですね、これが基幹農道西部地区の追加工事に伴う地元負担金という説明でございましたが、どういうかたちでの追加工事が出てきたのか、その点をお尋ねします。

農林水産課長 山口議員の質問にお答えいたします。県より一旦補助の確定の内示がございましたけれども、それを追加ということで7月に通知がございました。その点、今回増額補正ということで計上しております。場所については、まだ県の方で計画をしてありませんので、その点につきましては、また今後行っていくこととなっております。以上です。

3 番 三 岳 31ページですね、徴収費でございますが、先ほどの説明ではですね、この400万円というのは、法人還付が増えたということでご

ございますが、この分についてはですよ、歳入の町民税の法人、そういったものの減額とかそういったものには影響しないのでしょうか。

税務課長 三岳議員のご質問にお答えします。この分については、企画財政課長から説明がございましたように、法人の確定申告に伴う還付についての措置でございますので、歳入については影響はございません。

2 番 田 口 32 ページですが、社会保障・税番号制度導入費のところですが、その委託料の大幅な減がありますので、その委託料がこのような大幅な減になったのはどういう理由なのかということと、それは下にある備品購入費の増と関連しているのかどうかということをお聞きしたいと思います。それから、先ほどの説明で住基ネットの安全のために基幹端末を入れるという説明がありましたが、その説明をもう少し詳しくお願いしたいと思います。

総務課長 田口議員のご質問にお答えをいたします。まず、委託料と備品購入費の関連でございますが、これについてはまったく関係はございません。まず、委託料で556万9千円の減というふうにいたしておりますけれども、これにつきましては、当初、平成27年度、28年度でこの整備ができるものとして予算を計上しておりましたけれども、補助申請をするにあたって、まとめてこの事業を行うことによって補助の限度額を越してしまうということになりましたものですから、27年度と28年度に事業を分けてするというようにいたしました。そうすることによって補助の限度まで補助を受けられるということになりましたので、委託料を減額しているところがあります。

そして、備品購入費のところでございますが、先ほど財政課長からも説明がありましたけれども、いわゆる基幹系、情報系を有しておりますけれども、今回のマイナンバー制度の導入によりまして、基幹系と情報系、これを完全に区分けをなさうということになっております。いわゆる基幹系の中に不正アクセスがないような取り扱いをなさうということになりましたものですから、基幹系は基幹系、情報系は情報系として、いわゆるコンピュータを分けるというような作業でございます。その対応としてパソコンを50台購入しようとするものでございます。以上でございます。

1 番 山 口 32 ページの財政管理費の20万円の増ですが、これはふる

さと納税の返礼品の委託というかたちの説明だったと記憶しておりますが、これはふるさと納税というのが、当初よりも増えつつあるような判断をしていいわけですかね。

企画財政課長 お答えいたします。現在、当初予算で見込んでおりましたのが、おおよそ40件程度ということで見込んでおりました。それで、3月の議会で一般質問でありましたように、寄附額が2万円につき1品としておりましたけれども、それが上がることに品数を増やそうということになりました。その分で返礼品の数が大きくなっていると思います。そして、先ほど申し上げましたように、40件見込んでおりましたのが、8月末現在で24件ということですね、昨年のペースよりも寄附の件数が多い状況となっております。したがって、今後見込まれる分でもですね、予算不足なくすぐに返礼品をお渡しできるようにということで考えております。おおよそ60件程度いくのではないかとこのように見込んでおります。以上です。

1 2 番 福 田 先ほどの田口議員の質問に関連しますが、タッチパネルというものも含まれているということですが、これは個人が、町民が直接自分の情報を見たいときに使われるのかなと思いますが、そういう理解でいいのか、それはまた1年後、29年1月あたりからの運用じゃなかったかと思うんですが、そこらへんの説明をお願いしたいのと、もう一つ50台を導入されますが、導入の時期とですね、それにあたっての職員の研修といたしますか、取り扱いについての職員間の学習というのは、どういうふうに取り組まれているのかお聞きします。

総務課長 まずパソコンの導入のことをございますけれども、まず時期につきましては、これについては国からの指導等もございます。10月5日までには整備をなさいたいということで来ております。しかしながら、10月5日までに機械が揃うのか、据え付け等に時間が足りるのかということもございます。しかしながら、取り付け時期等については、導入の時期等も勘案しながら、できるだけ早い時期に設置をしたいと考えております。この取扱説明についてですけれども、基本的には現在使っておりますパソコン、いわゆる情報系、それから基幹系、これらを同時に使っておるのを単純に分けると。機械を分けて操作をします。操作上は特に問題ありませんけれども、内容についての説明は後ほど加えていきたいと思っております。以上で

ございます。

企画財政課長 タッチパネルについてご説明いたします。住民係の窓口に置くものでありまして、個人番号カード交付の際にですね、ご本人がタッチパネルで暗証番号を入れると。本人認証用の機械というふうに聞いております。以上です。

10番高以良 38ページ。農業振興費の中の農業経営対策事業推進費ですが、説明では青年就農者、一組の夫婦への助成が111万円ぐらいということでしたが、当初予算にも計上があっていたようで、そのときに説明があっていたのかもしれませんが、私が事前の調査とかできていなくて分からない部分がありますのでお尋ねしたいんですが、この補助金については、定額で補助がなされるのか、あるいは新たに始めようとする農業の事業内容によって金額が変わるものなのか。今回の助成対象者については、町外からの新規就農者なのか、あるいは町内経営者の新規就農なのか。それと、この助成対象には、例えば農家の子どもが学校を卒業して新たに農業を始めようとする場合にも助成の対象になるのかということについてお尋ねします。

農林水産課長 それでは高以良議員のご質問にお答えいたします。金額につきましてはですね、青年就農給付金、今回は経営開始型ということで、年間最大150万円ということで、額で決まっております。一人あたりですね。今回はご夫婦ということでしたので、その場合は1.5人分ということになります。金額としては1.5倍ですね。期間が1年間ではございませんので、その分減額した金額を計上しているところでございます。今回、新規就農される方は町内在住で、これまで非農家の方でございます。

もう一件の、農家の子どもも対象になるのかということですが、すみません、ちょっと今資料として手元にございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

12番福田 39、40ページの商工費、3目観光費についてですけども、その中の説明で「L o v e f e s 2 0 1 5」だったですかね、ちょっと書き取れてなかったんですけども、これがもうすぐあるということですので、もう少し事業の内容と、それにかかる総額をお聞きしたいと思います。

地域政策課長 福田議員のご質問にお答えいたします。「L o v e f e s 2 0 1 5」についてのご質問でございますが、長崎市の海辺の森公園で開催さ

れるミュージシャンなどによるステージイベントが魅力のイベントとなっております。集客人数につきましては、約15万人で当初参加する予定ではなかったのですが、このイベントの中で観光名所や特産品などを発信する機会が与えられるということで、今回参加することにいたしました。県内8町すべてに参加することになっております。

事業費につきましては、今回は総額で25万円ということで予定しております。以上でございます。

4 番 久 保 田 お尋ねします。41、42ページ。港湾費の中で、港湾建設費が226万7千円、当初予算よりも縮小されたと言われましたが、縮小されることによって支障は出ないのかお尋ねします。

建 設 課 長 久保田議員のご質問にお答えいたします。港湾建設費ですけれども、この中身につきましては埋立地の緑地の方が今年度基本設計と実施設計を行うように当初しておりましたけれども、それが基本設計だけになったということで1,500万円の減額になっております。

それともう一つ、建設海岸ですけれども、今県の方で小串、惣津、新谷の海岸に開口部対策、ドアを付けております。それを当初900万円の予定でしたけれども、340万円で川棚町の分については完了したということで減額をしております。実施設計が来年度に回りますので、整備の時期が少し遅れるというふうなことはあります。以上です。

2 番 田 口 44ページの非常備消防費ですが、消防団にヘッドライトを配備するという説明でした。その予算が14万7千円ですけれども、ヘッドライトが何台配備されるのか。また、それは分団別にはどうなるのかについてお伺いします。

総 務 課 長 田口議員のご質問にお答えをいたします。非常備消防費の中で、ヘッドライトの購入ということでいたしておりますけれども、ヘッドライトということで言いましたけれども、頭にベルトで額の真ん中に光るような、それをヘッドライトと言っておりますので、車のヘッドライトではございません。これを70個購入する予定でございます。分団等への配布につきましては、分団長会等におきまして配分の決定をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

6 番 堀 田 40ページの観光・物産振興事業費で委託料が30万円減額

になっておりますけれども、こういった事業の見直しをされたのか教えていただきたいと思っております。

地域政策課長 堀田議員のご質問にお答えします。この30万円の減額につきましては、9月21日から11月21日まで、「第3回いい肉日本一フェア」というのを開催するようにはしておりますが、その事業の中身を見直しまして、30万円の減額をしたということでございます。

事業の内容の見直しといたしましては、期間中に一度人を集めたイベントを実施するようにはしていたんですが、そのイベントについては、あまり効果が見込められないというような判断から取りやめることにいたしました。その分の30万円を減額したものでございます。

1 2 番 福 田 41ページ、42ページ。土木費の道路改良費ですか。下組の歩道設置だったかと思うんですが、ちょっと書漏らしておまして、この事業で公有財産購入費というのが出てきまして、事業がこれで進むのかと思っておりますが、その事業の見通しについて説明をお願いします。

建 設 課 長 福田議員のご質問にお答えいたします。まず、場所ですけれども、エレナの入り口、みつば乳児保育園の方になります。そこの対面に町道下組野口線が取りついております。ここは、今年の1月の子ども議会で危ないということで、一部、ガードパイプを延ばして横断歩道の安全対策をしておりますけれども、この下組野口線とエレナのセンターがずれております。それで危険な状態になっております。ここは朝の通勤、通学、エレナの開店と重なり、さらに常在寺の方の仏崎線と言いますけれども、そこが7時から8時半まで進入禁止となって、そこを曲がる車が相当量多くなっています。そういったことからですね、元の富士建材、今は特定非営利法人生援会というふうなところの所有になっておりますけれども、その土地を一部相談をしまして購入して、交差点の修正と町道の拡幅、約40メートル程度歩道を設置したいというふうに考えており、今回、用地の相談が整いましたので用地を購入して、来年度工事をしたいというふうに考えております。以上です。すみません。元富建のところです。

1 0 番 高 以 良 46ページ。保健体育総務費のところの金額は小さいですが、当初予算に6万円計上してあったんじゃないかと思っております、それで今回7万5千円ということですが、当初で予定した範囲内での研修参加というこ

とでは収まらなかったのか。例えば人員が増えたのか、行き先が変わったのか分かりませんが、そのへんの経過についてお尋ねします。

教育次長 この件につきましては、今回の全国スポーツ推進委員会というのが開催されます。そこに30年スポーツ推進委員の方がいらっしゃると思います、その表彰も兼ねて、新たに研修をしていただくということで増額をしております。以上です。

13番村井 48ページ。災害復旧費ですけれども、これは自然が相手でありますので、いつなるとき災害があるか分からないんですけれども、かなりの額だと思っております。何カ所程度なのか、また大きな主な災害復旧にかかるのがどこの場所だったのか、そういうところがお分かりでしたら説明をお願いします。

農林水産課長 災害復旧の箇所数につきましては、企画財政課長の方から説明があったと思いますが、総計で10カ所でございます。農地につきましては6カ所、施設につきましては4カ所ということになっております。

大きな災害ということですが、1カ所最大で160万円という規模が2カ所ございます。極端に大きなものはないということということで回答させていただきたいと思っております。

お尋ねの中に災害の箇所ということでお話があったのを回答しておりませんでした。これにつきましては町内一円でございます。多いのは山間部の方の木場地区でありますとか猪乗地区でございます。あとは、中山、岩立、下組、そういうところで町内一円となっております。先ほど大きな金額、工事費として160万円と申しましたけれども、すみません。訂正をさせていただきたいと思っております。200万円でございます。現在、大まかな計算ではございますけれども、200万円ということで計上しておるところでございます。以上です。

1番山口 42ページですが、道路新設改良事業費のですね、150万円ということで、説明では県道大崎線の工事にかかる地元負担金ということでございますが、大崎線のどの部分をどのような工事をするのか説明をお願いしたいと思います。

建設課長 山口議員のご質問にお答えいたします。この場所ですけれども、県道大崎公園線の国道からの入り口、マユミさんの整備工場がありま

す。そこが用地が整ったということで、今年度追加で拡幅をしたいということ
とであります。以上です。

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号「平成27年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第44号「平成27年度川棚町一般会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(11:52)

議 **長** ここで、しばらく休憩いたします。

(11:52)

(…休 憩…)

(13:13)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** 次に、日程第5、議案第45号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第45号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,875万1千円を減額し、歳入歳出それぞれ21億82万3千円にしようとするものであります。なお、今回の補正の内容につきましては、去る9月8日の全員協議会において、ご説明をさせていただいたところではありますが、前期高齢者交付金の算定などにおいて、大きく誤差が生じたため、やむを得ず基金を取り崩し、対応をすることにしたところでございます。その結果、基金残高がわずかとなり、今後の財政運営が厳しくなることが予想され、議員の皆様には大変ご心配をおかけし、はなはだ遺憾に思っているところでございます。

今後、国保運営協議会等のご意見を伺いながら、財政状況の改善に努めてまいりますので、議員各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明をいたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書にて説明いたします。歳出からご説明いたしますので、16、17ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、高額療養費データシステムの委託料を役務費より流用しておりました。その分を補正するものであります。次のページをお開きください。

3款後期高齢者支援金等、1項1目後期高齢者支援金につきましては、平成27年度支援拠出金額の交付決定に伴い増額をするものであります。次のページをお願いいたします。

4款前期高齢者納付金等、1項1目前期高齢者納付金につきましては、平成27年度拠出金額の決定に伴い減額をするものであります。次のページをお願いいたします。

7款介護納付金、1項1目介護納付金につきましても、平成27年度拠出金額の決定に伴い、当初予算の見込み額より減額をするものであります。次のページをお開きください。

8款保健事業費、2項2目あんま・はり・施術費は、施術費に対する補助でありまして、利用者の増により増額をするものであります。

同じく 3 目保健事業特別対策事業費は、医療費動向分析の資料の作成にかかる臨時職員の賃金を増額するものであります。なお、この作業に対する賃金につきましては、県からの補助、調整交付金の対象となっております。次のページをお願いいたします。

9 款基金積立金、1 項 1 目積立金は、基金利子の見込み額を補正するものであります。次のページをお願いいたします。

1 2 款予備費、1 項 1 目予備費は、歳入歳出の見合いにより補正をするものであります。次に、歳入をご説明いたします。6、7 ページにお戻りください。

4 款県支出金、2 項 1 目財政調整交付金につきましては、歳出でご説明いたしました保健事業特別対策事業費の県補助について増額をするものであります。8、9 ページをお願いいたします。

6 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金の減額補正につきましては、前期高齢者交付金の交付決定額に伴い補正するものであり、当初予算計上において 2 5 年度精算分の算定において大きく誤差が生じたため、このような大きな減額補正となったものであります。次のページをお願いいたします。

8 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金は、基金利子の見込み額を補正するものであります。次のページをお願いいたします。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金は、平成 2 7 年度から改正されました低所得者数に応じた保険者への財政支援分として、算定基準の変更により、国、県、町の負担分を繰入金として増額するものであります。

なお、細節 3 の職員給与費等繰入金は、歳出で説明をいたしました 1 款 1 項 1 目一般管理費における補正の町負担分であります。

同じく 2 項 1 目財政調整基金繰入金は、7 款前期高齢者交付金が当初見込み額より大幅に減額をされたこと、2 6 年度決算における繰越金が当初見込みより確保できなかったことにより、財政調整基金を 3, 1 8 0 万円取り崩すこととし補正を計上しているところでございます。次のページをお願いいたします。

1 0 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金、前年度繰越額の確定による減額補正であります。以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきます

よう、よろしくお願ひいたします。

議 長 これから質疑を行います。

1 番 山 口 全体に係わるわけですが、前期高齢者交付金が算定より5,047万9千円減額であったと、そして結果的に収支からいけばですね、最終的に予備費が66万円しか残っていないと。わずか当初予算4月から始まって、半年たったところの補正で予備費が66万しかないということであればですね、この国保会計が今後運営していく中で、66万円という予備費の中で運営ができるのかどうか。そここのところの判断をお聞きしたいと思います。

健康推進課長 山口議員の質問にお答えをいたします。予備費の残額等がこのように少なくなった中で、今後財政運用ができていくのかという質問でありますけれども、今後の見通しにつきましては、給付費の伸び、それから翌年度の精算分、国、県の補助等の精算分、これらが決定されておられませんので、はっきりとは言えませんが、年度内の不足が生じることは考えられます。そういった中で、財源をどのように確保していかなければならないかというところが問題となってきますけれども、財源の確保については繰上げ充用であるとか、一時借入金といった部分で賄っていかなければならないのかなと考えております。それに伴いまして、保険税の税率の改正、これも含めて考えていかなければいけないのかなと考えております。以上です。

1 番 山 口 関連でございますが、結局、予備費が66万円ということで、財政運営からいけば、おそらくかなり厳しいというよりも、実質的には不足する可能性もあると。その場合に、一時借り上げ、それから繰上げ、いわゆる流用、そういった手法をとる中でですね、財政調整基金も町長の説明でありましたとおり、わずか14万円しか残っていないと。そこに持ってくる財源そのものがないわけですが、これが国民健康保険税のですね、値上げ等を検討せざるを得ないということになればですね、いわゆる今年の4月に引き上げをしたばかりです。それが2年連続引き上げになってしまうと。果たしてこれがですね、町民に対してどういうふうな説明を考えておられるのか。それをお聞きいたしたいと思います。

健康推進課長 税率改正につきましては、今後、国保の運営協議会等に諮り

ながら、財源がどれぐらい必要であるとか、どれぐらいの引き上げをしていくのか、何年かにわたって税率を改正しながら国保の財源を確保していくのか。その部分についても、協議会においても話をしていきたいと考えております。2年連続の改正になる恐れがあるというところなんですけれども、前回の改正におきましては、財源不足のすべての解消には至らないところではありますけれども、なるべく被保険者に対しては低い税率改定を行っていききたいというところで改定をしたところであります。

今回、このように急激に財源が不足していくというのを計算見込みが甘かったというところもございませう。ただ、財源はですね、27年度からの改定、それだけでは財源のすべての解消にはほど遠いというところから、1年から2年後の税率改正につなげていきたいという思いは前回の改定るときからございました。

町民に対する周知等につきましても、このような厳しい財政と、それから税率改正の折からは様々な周知の方法をとって町民の皆様にもご理解をしていただきたいと考えております。以上です。

2 番 田 口 今年度の話と来年度以降の話があり得ると思うんですが、すでに税率改定のことなど、来年度以降のことに触れるような議論になっておりますので、ちょっとその点で聞きたいと思いますが、平成30年に広域化するというふうな方針であると聞いておまして、そして30年に広域化するということは、そういうことなのかということと、そうすると、それまでは28年度と29年度と2年間なので、2年間を何とか持ちこたえれば、30年の広域化の当初の時点では基金ゼロでもよいのではないかと思われるので、何とか税率アップをしなくても持ちこたえる方法も考えてよいのではないかということをおられるんですけれどもどうなんでしょうか。

健康推進課長 まず初めに、30年の広域化について説明をさせていただきます。平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となって、安定的な運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担っていくのが法律で定められたところなんです。

この30年度からの都道府県下広域化というのは、変更はないと、そうおられます。ただ、保険者が県だけになるというわけではなくて、県と市町

が共同で保険者として財政運営をしていくということになっております。市町村の役割としましては、資格管理であるとか、保険給付、保険税率の決定、賦課徴収、それから保健事業等というのが国から示されておりました、内容的にはほぼ今と事業内容は変わらないのではないかと考えております。したがって、財源、財政についても、それまでを持ちこたえればよいということではなく、それ以後の財政運営についても、引き続き市町村の責任として担っていく必要があるのではないかと考えております。

30年の広域化というのは、今説明させていただいた内容ですので、財源的には今までどおり確保をしていかなければならないと考えております。

2 番 田 口 平成30年の広域化の時点です、この国民健康保険税がどういう水準になるのかという見通しはどうなんでしょうか。というのは、現行より平成30年の広域化の時点で上がるのか、それとも平成30年の広域化の時点で現行より下がるのか、そこらへんの見通しと関連するのではないかと思います。というのは、もし来年度、この保険税を上げてですよ、さらに2年後の平成30年度に下がるとなったら、上げたり下げたりということになりますよね。あるいは、平成30年に上げざるを得ないのであれば、来年から同じレベルに上げておいてもいいのではないかと考えられるわけなんで、30年の広域化の時点での保険料水準との兼ね合いというのは、どのように考えればいいのでしょうか。

健康推進課長 今、国の方から示されている分につきましては、保険料率の決定、賦課、徴収、これにつきましては市町村が行いなさいということになっております。保険料率は市町村ごとに決定するということになっております。市町村は、県に対して県が決定した保険事業費納付金、この納付金というのを市町村が納付していくということになっております。この納付金につきましては、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮ということになっておりますけれども、現在のところ市町村で集めた保険料率を決めて徴収します、その金額イコール、市町村が県の方に納付する納付金、これがイコールであるかというのは、今はちょっとまだつかめておりません。ほぼ、イコールの金額で決定はされてくるんだろうとは思っておりますけれども、ここについてはまだ確定はしておりません。以上です。

4 番 久 保 田 先ほど課長の答えの中で、町民に対する周知、税率改正の理

解、さまざまな周知をして理解を得たいとおっしゃっていましたが、これまでも保険料を上げるときにですね、町民の方に納得をいただいて上げたというのではなくて、上げましたからご協力を願いますという周知の徹底だと思っただけですね。今でさえ、高い保険税で町民の人たちは苦しい思いをしております。もう法定外の繰り入れを考える時期ではないかと思っただけですけどもどうでしょうか。

健康推進課長 久保田議員が言われました町民に対する理解の求め方、広報につきましては、前は10月か11月号だと思っただけですけども、国保の財政が大変厳しい状況にありますと。その中で、国保の運営協議会において、税率改定によって今協議をしているところですよという事前の広報周知はしております。それ以前の改定の時期については、どういうされ方をしたのかというのは調べておりませんが、前回の税率改定の時期においては、そういった周知、それから改定後の周知は行っております。

法定外繰り入れにつきましては、私の方から述べることではございませんので、発言はここでは私の方からは控えさせていただきます。

3 番 三 岳 今回の補正、これにつきましてはですね、前総務厚生委員会としてですね、11月に税率改定についてですね、審査をしてきた経緯があります。その中でですね、この保険給付費の3ヵ月相当分をですね、基金として積み立てておくよという指導があつていふと。そしてなにかつですね、平成28年度末には5,700万円の保有があるということで、安定した経営ができるよという説明を受けております。そして、先ほど、課長が言われたように、改定率というのをなるべく抑えてということで、町民の方の負担を軽くするよという考えで一部基金を取り崩しをされたよという予算編成になっていたと思っただけです。そういった中でですね、今回、前回の税率改定で、小幅な引き上げだったよということになろうかと思っただけですが、これについて言えばですね、じゃあ27年度の医療費等の予測と言いますか、そういったものが不十分だったのかなという気がするわけですね。また議会としてもその段階で議決をしたわけですから、議会にも責任があるのかなというふうにも思っているわけですね。ですから今回も、基金等が枯渇してしまうと。じゃあこの事業運営について安定した経営ができないと。先ほど町長も言われたように、課長の答弁にあつたよにで

すね、今後、医療費等が増えていった場合、本町の負担分が当然発生するわけですから、それについては何らかの手当てをせんばいかんわけですね。そういったことについても含めてですね、この2年続けて税率改定というのが、もう見えているというふうに思うんですが、そういった意味では昨年12月の税率改定条例についてですね、将来の予測が甘かったのかという話もあっておりますがですね、そこらへんはなぜそういった低い税率、そういった予測をされたのかですね。原因はそこにあるんじゃないかと思いますが、その当時ですね、議会に対する説明というのが、それでいいよという話になったのもですね、納得ができないような気がするわけですね。というのは、医療費というのは毎年上がっていると、そういった中での税率改定であり予算編成であるというふうに思っておりますので、完全に予測を誤ったのかどうかですね、そこらへんはどういうふうに考えておられますか。

健康推進課長 前回での税率改定の件なんですけれども、24年度に税率を改正したこともありまして、基金の取り崩し額が2千万円程度で推移をしておりました。それから、27年度から社会保障税の一体改革によりまして、国保への財政支援の拡充が図られると、そういった部分も追加加味をしておりました。それによりまして、一人当たり5千円程度の財政改善効果が見込まれるという情報も得ておりましたので、その見込みで2千万円程度と。また30年度からさらなる拡充をされると。本来の増収を図りたかった分、それらを先ほど言いましたように、なるべく低い税率改定を行って、1、2年後の改定へつなげていきたいという考えもございました。

給付費の推移につきましても、そのときには見込みは立てております。給付費につきましても、年々増加をしております。それから、被保険者は国保は大変出入りが激しく、また収納につきましても税の経済状況に収入が主に反映されてきますので、経済状況、そういったものもかなり左右されるところがございます。

そういったところで計算をしていったところですが、今回、このように差が出てきてしまったというのは事実でございます。以上です。

3 番 三 岳 今回の補正ではですね、基金がまったくなくなるというかた

ちになるんです。先ほど質問の中で言いましたように、3ヵ月相当分の医療費を確保しなさいということになっていると思うんですね。そうするとそれは突発的な部分で、医療費が増えた場合は対応できないということになるんですね。それは先ほど課長が一時借入とかそういったもので対応したいということだったと思うんですが、今回、基金を取り崩さずですね、一時借入とか、そういったかたちを先にとっていくという考えはないのでしょうか。

健康推進課長 基金の取り崩しによる運用を第一に凶ったというところですよ。以上です。

2 番 田 口 今回、この補正予算においてですね、非常に厳しい状況になっておるのは、前期高齢者交付金が5千万円減になったということと、前年度からの繰越金が、2千万円の予定だったのが500万円にしかならなかったという、1,440万円の減というのが大きな要素であると思いますが、それはなぜそういうふうになったというふうの原因を分析しておられるのでしょうか。

健康推進課長 まず、前期高齢者交付金の算定が大きく違った理由でございますけれども、この前期高齢者交付金というのは、65歳から74歳までの医療費、これに対するの交付額が決定されます。本年度でいきますと、過去の一年間の前期高齢者の方が使われた医療費、それに対する交付金が本年度分ということで交付されます。今年度分については、算定が当初予算計上時にはできていたのですけれども、この本年度分に対して前々年度分の医療費に対する決定額、この金額を算定しきれていなかったというのが原因であります。この25年度分の精算分につきましては、例年、国の方から概算額が示されているんですけれども、平成27年度の予算策定時には、国の国政選挙の関係で、国からの概算額が示されていなかったために、この前々年度分の精算額について計算が大きく誤差が生じたというところになります。

それから、繰越金の減額につきましては、前年度第4回補正において、収入減における補正をしていただいております。国の療養給付費の負担金、それから国の財政調整交付金、これらが非常に大きな減額が来ておりまして、当初2千万円ほどの繰越額があるだろうというところで考えておった

んですけれども、500万円程度に下がってしまったというところがございます。以上です。

3 番 三 岳 今のですね、前期高齢者の納付金についてお尋ねしたいんですが、これは支払基金から交付されるということで、例えば介護保険の予算書等を見てもみますとね、財源としては特定財源のその他になっているんです。この国保会計でいきますとね、税と同じく一般財源で処理をしているんです。今回の補正で、そこが特定財源とした場合はですね、この減額された分についてはですね、特定財源で上がって、療養給付費、医療費の中で財源補正が出てくるのかなと思って、ずっと過去を調べたんですけれども、過去にも一般財源で処理をしてあります。ただ、支出をされるのはですね、支払基金からでありますので、これは特定財源かなと思うんですが、そのへんはどうなんですか。

健康推進課長 財源区分が介護保険と国保会計で支払基金からの交付金について、財源区分が違うというところのご指摘ですけれども、調べて後で報告するようにしてよろしいでしょうか。

町 長 今、議員各位から縷々ご質問があっておりますけれども、冒頭、申し上げましたとおり不測の事態が生じておまして、皆様には大変ご心配をおかけして申し訳なく思っております。そういった中で、先ほど、三岳議員から基金の取り崩しの前に一時借入金をすべきではないかというご提言がありましたけれども、実はこういった状況になって予算編成ができない場合には一時借入金をして、借り入れてそこをしのぐということはあるかと思えます。しかし、基金はこういった不測の事態を想定して積んでおまして、今回はその基金を活用して予算編成ができております。したがって、三岳議員の先ほどの質問はそうではないというふうにお答えをさせていただきたいと思えます。

それから、こういった事態が生じたので、今後のことをご心配をいただいているわけですが、このままの状態で行きますと、今回は医療給付費の補正はしておりませんので、だいたいこの予算で年度末を迎えることができれば、大変ありがたいと思っております。先ほど、担当課長が答弁いたしましたのは、例えば一時借入をするとか、来年度、保険税の値上げをするとか、これにつきましてはあくまでも担当課長は事務方とし

ての方法論を述べただけのことです。例えば先ほど久保田議員から、法定外繰り入れをすべきではないかという発言がございましたけれども、現時点ではそういったことは考えておりませんので、今回の補正予算の中で運営ができていけばというふうに、そういったことで努力をしていきたいと考えております。

万一、そういった皆さんが心配されているような状況が発生した場合には、その時点でご提案を申し上げたいというふうに思います。この国保会計につきましては、あくまでも被保険者の相互扶助の精神が基本となっております。保険税と国からの交付金等々を財源として運用しておりますので、こういった事態が生じたわけでございます。ぜひ、ご理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

議 長 他に質疑はありませんか。

1 番 山 口 確かに、この補正予算を見れば、間違いなく補正予算としては現時点としては赤字になるというようなことは見えないわけですね。これは想定論でございます。年度内にかなり厳しいというのが予測されるだけであると。しかし、この補正予算を見ればですね、この国保会計についてですね、先の見通しがなければですね、また同じことが次の12月議会、3月議会でも同じことが議論されるんじゃないかと。そうすれば、もうほとんど補正予算の段階で財政調整基金も14万円しか残っていない、予備費も66万円しか残っていないと。そうすれば、先のことはある程度、来年度以降の予算編成が大変厳しいということも目に見えているわけです。そういう中で、やはり長期的なビジョンというのも含めて、説明を聞きながらですね、この補正予算に対する理解を私らは深めたいと。当然、先ほどの課長からの答弁でございましたが、町民に対する説明責任、これはやはり2年連続の引き上げになるわけですから、これについてはですね、十分なかたちで私はやっていくべきではないかと思いますが、その点はどうか考えられるかお聞きしたいと思います。

健康推進課長 財政運営の将来的なビジョンということですが、先ほど申しましたとおり、国保の運営協議会を至急開催するように準備を進めております。そういった中で、今後の国保財政について、将来的なビジョンを構築していかなければならないと考えております。その国保運営協議

会の状況につきましても、議会の皆さんの方に報告をしながら進めていきたいと考えております。また、町民に対する説明責任につきましても、あらゆる方法、手段を使いまして町民の皆さんにご理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

1 番 山 口 関連でですね、町民への責任というのが、あらゆる方法という説明だけでですね、どういうふうなかたちをとろうとしているのかですね、具体的な方法論というのはやはり示していただきたい。あらゆる方法というのはですね、本当に抽象的ですね、従来通りの広報かわたなの方に通り一遍で国保の財源がぎりぎりいっぱいになりましたよと。引き上げについてご理解くださいと、そういったかたちになってしまうのかですね。あらゆる方法というのは、具体的にどういった方法を想定されているのか、ちょっとそこをご説明いただきたいと思います。以上です。

健康推進課長 あらゆる方法というところで、いろんな方法があると思います。今のところ、具体的な方法というのは持ち合わせておりませんが、先ほど言いました国保の運営協議会の委員のみなさんであるとか、課の中でも話をしながら、どういった方法で住民のみなさんに理解をしていただけるのかということについても、いろんな方策を今後考えていきたいと思っております。以上です。

4 番 久 保 田 それでは、国保の運営協議会の中で、前回の値上げの時に、それは厳しいのではないかという意見をお持ちの方はいらっしゃるのでしょうか。

健康推進課長 その運営協議会において、税率の改正の種類と言いますか、何パターンか示しております。その中で、一番低いパターンで決定をしていただいたところで、その運営委員さんのところからは、それに対して非常に高いのではないかと、そういった意見はございませんでした。

議 長 大変、重要な問題であるということは、行政、議会共に共通の認識であろうと思います。今回の補正に関する質疑についても、大方出尽くしたかなと思っておりますが、あと何点かご質問があればお受けをし、まだご質問をしていない方もいらっしゃると思いますので、もしあればお受けして次に進みたいと思っております。他に補正等に関してご質問等はありませんか。

1 2 番 福 田 先ほどからの説明によりますと、昨年の国政選挙によって概算といたしますか、今回の予算立てした部分が不透明なところがあって、これまでのデータを参考に予算立てをされておりましたが、予算編成が済んだ後になるんでしょうが、国の方から前期高齢者交付金の計算式とか示されてきたのではないかと思うんですよね。そこらへんで試算をされて、予算立てしたものが合っているかどうか見直しをされていたのか。またそれが、されていないにしても、5月に26年度の補正をして基金を取り崩していますよね。その分と決算の見込み等がだいたい出てくる時期ではなかったかと思うんですが、この時期に出されると言いますか、私たちに説明があったのは9月に入ってからですけれども、できれば6月議会のときに大まかな説明とか、7月とかにも説明があってもよかったんじゃないかと思いますが、そこらへんの経過はどうでしょうか。

健康推進課長 この前期高齢者交付金の決定につきましては、6月の上旬だったと思いますけれども、その頃に決定の通知が来まして、6月の補正には間に合わなかったというところがございます。以上です。

1 2 番 福 田 私が聞いたかったのは、例年であれば、国政選挙がなければ12月以前にそういう計算式が示されて、予算立てがされたんだろうと思います。それができなかったけれど、選挙後になったかもしれませんが、そういった計算式が示されたのではないかと。それに基づいて、予算立ての見直しというか確認をされたのかどうかお聞きします。

健康推進課長 決定通知が例年4月の上旬に来るのが通常であります。その中で、こういった国政の関係で6月の上旬の決定通知に至ったのが経緯であります。その間の計算等については行っておりません。以上です。

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 番 山 口 賛成討論でございますが、この国保会計の特別補正予算についてはですね、多くの方々がこの制度に則って適正な医療を受けられると

いう趣旨からは賛成したいと。ただ、将来の長期的なビジョンの中でですね、きちんとした財政計画を立ててですね、それを今後できるだけ早い機会に示していただくようお願い申し上げます。

議 長 他に討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「平成27年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)」は、原案のとおり可決されました。

(14:08)

議 長 ここでしばらく休憩いたします。

(…休憩…)

(14:25)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に、日程第6、議案第46号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第46号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)」について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,470万4千円にし

ようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

健康推進課長 それでは補正の内容についてご説明いたします。

補正の主な内容は、平成26年度の繰越金額の確定に伴う広域連合納付金と一般会計繰出金を精算するための補正であります。それでは事項別明細書でご説明いたしますので、6、7ページをお開き願います。

歳入の4款繰越金、1項1目繰越金につきましては、平成26年度精算に伴う繰越金について、当初予算との差額を増額補正するものであります。

広域連合納付金繰越額と一般会計繰出金の合計となります。次のページをお開きください。

歳出をご説明いたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合へ納付する納付金で、平成26年度分を広域連合へ納付するものであります。次のページをお開きください。

3款諸支出金、2項1目他会計繰出金につきましては、平成26年度の精算による一般会計への繰出金として57万8千円を計上しております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「平成27年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(14:29)

議 長 次に、日程第7、議案第47号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第47号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第2回）」について、提案理由を説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,153万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億2,913万1千円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

健康推進課長 それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書で説明いたします。歳出から説明いたしますので、10、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、県の地域医療介護総合確保基金事業補助金の内示を受け補正をするものです。第6次介護保険事業計画により、認知症デイサービスセンターの整備を予定し、その整備費補助金であり、町を通して事業者へ補助する間接補助となっております。次のページをお開きください。

4款地域支援事業等費、1項1目介護予防等事業費につきましては、地域

支援事業費における支出科目の組み替えであります。次のページをお開きください。

7款諸支出金、1項2目償還金は、平成26年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金の精算において、国、県支払基金への返納が必要となりましたので、精算返納金として増額補正するものであります。

同じく2項1目一般会計繰出金は、平成26年度の地域支援事業の負担分、事務費等精算分にかかる一般会計繰入金の精算返還分として増額補正するものであります。次のページをお開きください。

8款予備費、1項1目予備費については、歳入歳出の見合いにより増額をするものであります。次に歳入についてご説明いたします。6、7ページをお開きください。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金につきましては、平成26年度介護給付費負担金の精算により、追加交付を受けるものであります。同じく2項3目地域医療介護総合確保基金事業補助金は、歳出で説明いたしました認知症デイサービスセンターの整備費補助金を計上しております。次のページをお願いいたします。

9款繰越金、1項1目繰越金は、26年度の繰越金を補正しております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

3 番 三 岳 歳出のですね、総務費の中でただいま説明がありました地域医療のデイサービスセンターとかいうのは、どこに設置をされるのか、公表してよかったら教えていただきたいと思えます。

健康推進課長 三岳議員の質問にお答えいたします。歳出におきます1款総務費、1項1目総務管理費の中で、地域医療介護総合確保事業費補助金の分を1,130万円計上しております。これにつきましては、認知症対応型の通所介護の事業所ということになります。認知症の方を対象にしたデイサービスの事業所になります。これを第6期の介護保険計画によりまして、1カ所を増設するよう予定しておりました。定員が12名以下の認知症対応型のデイサービスになりますけれども、これにつきましては7月に募集をしまして、8月に選定をしております。一社一法人の応募がありま

して、株式会社NK企画の方に決定をしております。この法人につきましては、現在、城山におきまして、住宅型有料老人ホームハッピーガーデンを運営している法人であります。以上です。

議 _____ 長 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第47号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「平成27年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算(第2回)」は、原案のとおり可決されました。

(14:37)

議 _____ 長 次に、日程第8、議案第48号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 _____ 長 議案第48号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計

補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,104万円にしようとするものであります。なお、補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

水道課長 それでは説明をいたします。まず歳出から説明をいたしますので、13、14ページをお開きください。事項別明細書で説明をいたします。

1款1項1目一般管理費ですが、財源内訳について平成26年度決算による繰越金の確定に伴い、繰越金を特定財源のその他として増額し、下水道事業特別会計の一般財源の下水道使用料からの支出を減額するよう組み替えを行うものでございます。次のページ、15、16をお願いいたします。

2款1項1目下水道建設費の管渠建設費についてですが、まず13節の委託料について、平成27年度施工予定のJR小串郷踏切及び大崎入り口踏切の推進工事をJRに委託することとしておりますが、JRとの実施協議を進める中で、列車荷重及び施工区間の軟弱土質を考慮し、当初計画より推進位置を深くすることが求められました。当初は、線路より下に約2.5メートルで計画をしておりましたが、今回、5.1メートル程度と、約2倍程度深くなったところでございます。また、推進位置の土質が固い風化帯となり、推進費用が増加したため、工事請負費からの組み替えによる増額をするものであります。

15節の工事請負費は、先ほどの説明のとおり、委託料へ組み替えたことによる減額であります。

22節の補償、補填及び賠償金は、污水管の開削工事に伴う水道管移設補償において、当初計画より水道管移設補償対象区間が延びたことにより、補償費が不足する見込みでありますので、増額をするものであります。次に17、18ページをお願いいたします。

3款1項2目公債費利子ですが、財源内訳について平成26年度の決算により繰越金の確定に伴い、財源内訳の変更をいたしたところでございま

す。それでは戻っていただきまして、7、8ページをお願いいたします。
歳入についてであります。

4款1項1目一般会計繰入金ですが、歳入歳出の見合いにより補正をする
ものでございます。次に9、10ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金ですが、決算に伴う繰越金の確定に伴うものでござい
ます。11、12ページでございます。

7款1項1目下水道建設事業債250万円の減額であります。これにつ
きましては、当初町の汚水処理構想としてのアクションプラン策定業務を
起債対象事業として見込んでおりましたけれども、起債借入申請時に直接
事業にかかる業務で無いということから、起債対象事業とはならないとい
うことが判明をいたしました。そこで、この予定をしておりました起債に
ついて減額を行うものでございます。なお、アクションプラン策定業務
は、補助対象事業としては変わりはありません。次に3ページをお願い
いたします。

第2表地方債の補正であります。補正後の限度額を先ほど説明いたしま
した公債費の減に伴い、250万円減額し、4,470万円と補正するもの
でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等については変更はございません。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろし
くお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第48号「平成27年度川棚町公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)」は、原案のとおり可決されました。

(14:46)

議 長 次に、日程第9、議案第49号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算(第2回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第49号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算(第2回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出で収入において50万円を増額し、収入予算の総額を3億7,296万8千円に、また、支出において320万円を増額し支出予算の総額を2億8,308万8千円にしようとするものであります。また、特例的収入及び支出につきましては、簡易水道事業への経営統合に伴い、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により定めるもので、この度、簡易水道事業の決算及び開始貸借対照表が確定いたしましたので、当該事業年度に属する債権及び債務の額を当初予算額からそれぞれ12万6千円及び1万2千円に改めるものであります。補正予算の詳細につきましては、水道課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

水道課長 それでは説明いたします。3ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書により説明いたします。収益的収入および支出について、まず収入についてであります。1款1項営業収益の5目その他

営業収益は、公共下水道特別会計の補正予算で先ほどご説明しましたように、小串地区汚水枝線開削工事に伴う水道管移設工事の補償費の補正として工事負担金として50万円を増額するものであります。次に支出についてであります。

1款1項営業費用の3目配水及び給水費の工事請負費については、表の一番右下の説明欄をご覧ください。

まず、尾山中継池送水管路敷整備につきましては、送水管路敷において、大雨時に泥水が宅地内に流れ込むということで、住民から情報が寄せられました。現地を調査した結果、管路敷の未舗装分でございますので、その未舗装部分からの泥水の流れ込みということで、その対策工事を行うものでございます。

次に、堂神酒中継池法面整備につきましては、この梅雨期の降雨によりまして、法面の一部が崩壊いたしました。ですから、その崩壊した法面の復旧工事を行うものでございます。

小串地区汚水枝線開削工事に伴う水道管移設につきましては、下水道の開削工事に伴うものでございまして、先ほど説明いたしましたように、移設工事の対象区間が伸びたことから不足を生じますので、補正をするものであります。

3件の工事を合わせて320万円を増額するものであります。

次に、議案書の一番表にお戻りいただいて、収益的収入及び支出の補正ですが、先ほど町長提案でありましたように、未収金と未払金の額が確定をいたしましたので、それぞれ債権、債務として補償するものであります。その内容につきまして、9、10ページをお願いいたします。

27年度の川棚町簡易水道事業開始貸借対照表でございます。まず、資産の部の固定資産の有形固定資産につきましては、木場地区に給水をしている施設として深井戸、配水池、送水管、配水管、ポンプ、量水器などについて取得価格からそれぞれの耐用年数に応じた減価償却後の額を計上しております。

次に2の流動資産の現金預金は、簡易水道事業決算で歳入歳出の残額を計上しております。

未収金は、水道料金の3月検針調定分を計上いたしております。10ペー

ジの方に移ります。

負債の部の流動負債の未払い金は、3月使用分の電気料口座振替手数料であります。

5の繰延収益の長期前受金は、新会計制度により国庫補助金、工事負担金、受贈財産評価額をもって取得した固定資産について計上することとなります。そこで今回、木場地区の資産につきましても、受贈財産評価額として受け入れたものであり、資産の部の有形固定資産の合計額を計上することとなります。

次に資産の部の資本金についてであります。資本の部の流動資産の合計から、負債の部の流動負債を差し引いた額ということになります。

以上が、開始貸借対照表の説明であります。水道事業の予定貸借対照表に、今後溶け込む数字として表しておりますので、次回からは水道事業の予定貸借対照表として表示がされることとなりますので、ご承知おきをいただければと思います。なお、1、2ページには、補正予算実施計画説明書、4、5ページにはキャッシュフロー計算書、6ページには損益計算書、7、8ページには水道事業の予定貸借対照表を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって議案第49号「平成27年度川棚町水道事業会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

（14：55）

議 長 次に、日程第10、議案第50号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第50号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

本条例の一部改正は、平成25年5月31日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたことに伴い、来る10月から12桁の個人番号が付されることとなり、この個人番号の不正な利用等が行われた場合、個人のプライバシー侵害につながる恐れがあることから、番号法では個人番号を含む個人情報を特定個人情報と定義した上で、厳格な保護措置を講ずることとされております。そのようなことから、番号法第31条において、地方公共団体が保有する特定個人情報の厳正な取り扱いが確保されるよう、必要な措置を講じなければならないと規定してありますので、その対応として川棚町個人情報保護条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で提案理由の説明といたしますが、補足説明を総務課長からいたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

総務課長 それでは川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例につ

いての補足説明をいたします。新旧対照表で説明をいたしますので、新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、目次の改正でございますけれども、町長が提案理由を申しましたが、この中で番号法では、「個人番号を含む個人情報を特定個人情報として定義した上で、厳格な保護措置を講じること」とされておりますので、このことを第3章の2として、「特定個人情報に関する特則」ということで、目次の中に挿入をいたしているところでございます。次のページでございます。

ウのところでございます。第2条第4項に規定する「行政執行法人」というふうにありますけれども、ここが第2項が第4項に繰り下げられたことによります改正でございます。

次に第3章の2「特定個人情報に関する特則」ということで、39条の2、用語の意義でございます。「この章において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる」というふうにいたしております。まず第1号では、「本人 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律以下、番号法というふうに呼ばせていただきます。第2条第6項に規定する本人をいう」ということで、この本人とは、個人番号によって識別されます特定の個人をいうというふうに定めております。

次に第2号では、「特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう」ということで、この第2条第8項は、上の特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいうと、このようにいたしております。

第3号でございます。「情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう」ということで、第23条でございますけれども、情報照会者及び情報提供者は特定個人情報の求め、又は提供があった時には、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、その記録を政令で定める期間保管しなければならないという項目でございます。情報提供等の記録でございます。次のページをお願いいたします。

第4号では、保有特定個人情報のことを記載しております、「実施機関

の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」とされておりまして、「ただし、公文書に記録されているものに限る」と、このように定めているものでございます。

利用の制限でございます。第39条の3、ここで実施機関というふうに出てきますけれども、これは用語の定義として、今回の改正では分かりにくうございますので説明いたします。

実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会ということでございます。実施機関は、利用目的以外の目的において保有特定個人情報を自ら利用してはならないと。これは、実施機関が保有いたします特定個人情報については、特定個人情報等の本来の利用目的以外の目的のために当該実施機関の内部で利用してはならないということを原則としています。

第2項でございます。「実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる」と。ここでは、例外として、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難な時に限って利用目的以外の目的のために自ら利用することができる旨を規定したものであります。

第3項です。「実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない」と。ここでは、利用目的以外の目的のために情報提供等の記録を自ら利用してはならない旨を規定したものでございます。

第39条の4、提供の制限でございます。「実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない」と。番号法第19条でございますけれども、これは制限を受ける項目が定めてあるところでございます。特定個人情報の実施機関外部への提供については、先ほど言いました19条の各号のいずれかに該当する場合を除き禁止されておりますけれども、そのことについて確認的に規定をした

ものでございます。

第39条の5でございます。任意代理人による開示請求でございます。

「保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人も、第14条の開示請求をすることができる」と。これは次にも関連がありますので、第39条の6、任意代理人による訂正請求でございます。「保有特定個人情報にあっては、任意代理人も第28条の訂正を請求することができる」となっております。ここで、第14条の規定が出てきますけれども、第14条では、本人請求の例外として、未成年者または成年被後見人の法定代理人に限っては、代理人の開示請求を認めることと規定したものでございます。したがって、このことから解釈いたしますと、法定代理人に限っては認められると規定しましたけれども、任意の代理人による開示請求は認められないということにいたしております。しかし、特定個人情報に限っては、この取り扱いの例外として、本人の委任による任意の代理人による開示請求も認められることと規定したものでございます。

39条の6ですけれども、前条同様に任意代理人でも保有個人情報に関し、訂正請求ができることと規定したものでございます。

39条の7、訂正決定に基づく訂正の実施をした場合における通知先ということでございますけれども、「実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、第33条の規定にかかわらず、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする」と。ここで、第33条が出てまいりますけれども、第33条は、訂正をした場合には、保有個人情報先に遅滞なく書面通知をするという項目でございます。個人情報の訂正を実施した場合には、必要に応じ総務大臣及び情報紹介者または情報提供者に対して、訂正を実施した旨の通知を行うことについて規定したものでございます。

次に、第39条の8、利用停止の請求権でございます。「何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定めるところにより、第34条の利用停止を請求することができる」といたしております。ここで、第34条が出てまいります

が、この第34条と言いますのは、個人情報における利用停止の請求権でございます。第1号でございますが、次のアからオまでのいずれの場合ということで、当該保有特定個人情報の利用の停止または消去、アからオまでござますけれども、まずアでございます。「実施機関により適法に取得されたものではないとき。」ということで、これはどういうときかと申しますと、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲を超えて取得した場合、それから本人以外から個人情報を取得した場合、法令の定めなく、または審査会の意見を聞かずに取得した場合、利用目的の明示が必要であるにも関わらず、それをなさずに取得收拾した場合と。こういったことがアの中で規定されております。

次にイでございます。「利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。」ということで、このイでは、個人情報の利用目的からして、すでに保有する必要のない個人情報が保有されている場合としております。

次にウでございます。「第39条の3の規定に違反して利用されているとき。」これは先ほど39条の3で説明いたしておりますが、そこに抵触するときです。

次にエでございます。「番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。」ということで、番号法第19条、これは先ほど言いました制限を受ける項目でございますが、「その項目の各号のいずれにも該当しないにもかかわらず、特定個人情報が町の実施下によって取得され、または保管されている場合をいう」というふうにいたしております。

次にオでございます。「番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき。」と、このことは個人番号を利用する事務を処理するために必要な範囲を超えて作成された特定個人情報ファイルに、特定個人情報が記録されている場合といたしております。

次に第2号でございます。「第39条の4の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止」といたしております。これは、先ほどの39条の4、提供の制限というところで説明した部分でございます。

次に第2項でございます。「保有特定個人情報にあっては、任意代理人も

第34条の利用停止請求をすることができる。」としております。

第3項でございます。「第34条の規定にかかわらず、何人も、情報提供等記録の利用停止請求をすることができない。」と、これはですね、このことについては、行政機関個人情報保護法の中の規定がございまして、このことについては利用停止請求は認められておりませんので、このような表現をいたしております。改正本文に戻っていただきたいと思っております。

附則でございます。この条例は平成27年10月5日から施行するということにいたしておりますけれども、市町村は、番号法の施行の定める日までに保護条例を整備し施行させなければならないということになっておりまして、政令の定める日、これが10月5日というふうに定めてありますので、平成27年10月5日から施行すると定めるものでございます。

以上、説明いたしました。ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

3 番 三 岳 39条の3の2でございますが、「実施機関は」という本文があるわけですね、その2行目にですね、「必要がある場合にあつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り」という場合が理解に苦しむと言いますか、私の頭では読み解ききれないんですけれども、ご説明をお願いします。

総務課長 今のところは、「本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り」ということであります。「本人の同意があり」というところをご理解いただけたらと思いますが、「本人の同意を得ることが困難である」場合というのは、本人の同意を得ることが困難であるときに、人の生命、身体、財産、こういったところに危害を及ぼすようなことがある場合には、ということで、この例外項目を定めてあるものと。これは法律を引用して作っておりますので、そういうふうな解釈だと理解しております。

4 番 久 保 田 関連するところで聞きます。本人の同意を得ることが困難であるというのは、誰が判断するんでしょうか。

総務課長 頭にありますように、実施機関というふうに判断できると思っております。先ほど言いましたように、町長、教育委員会、選挙管理委員会、

こういったところの組織というふうに捉えていただければと思います。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第50号「川棚町個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(15:20)

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(…休 憩…)

(15:35)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ここで、農林水産課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

農林水産課長 それでは、本日、一般会計補正予算第2回の中で、高以良議員の質問にお答えしていない部分がありましたので、ただいまよりお答

えをさせていただきたいと思います。

青年就農給付金のことでございます。歳出で言えば37、38ページでございます。6款1項3目農業振興費の説明欄記載の農業経営対策事業推進費、この中で新規就農者の支出のことを説明いたしましたけれども、その質問の中に、農家の後継者もこの対象になるのかというような質問がございました。それについてお答えをしたいと思います。

条件的にはいろいろございますけれども、就農時の年齢が原則45歳未満、農業経営者になることについての強い意志を有していることとか、独立自営就農または雇用就農を目指すこと、これにちょっとひっかかってくるわけですが、親元就農を目指すものについては、研修終了後5年以内に経営を継承するか、または農業法人の共同経営者になること。こういう条件が付されておりますので、そのまま親の農業後継者として就農する場合、こういう場合は該当しないということになっております。

ちょっと混同するような発言をしてしまいました。後継者につきましては、親元就農を目指す者ということになるかと思っております。これは研修を終了後5年以内に経営を継承するか、または農業法人の共同経営者になることという条件が付されております。ということで、後継者でも青年就農給付金をもらえるケースはあるという回答とさせていただきます。

議 長 次に、日程第11、議案第51号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町 長 議案第51号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

川棚町手数料徴収条例は、本町が徴収する手数料において、別表により、その種類と金額を定めているものでありますが、その別表において、今回、大きく分けて2つの事項について、改正または追加等を行う必要が生じたので、条例の一部改正についてご提案するものであります。

まず一つ目は、鳥獣の狩猟にかかる登録手数料において、法改正により引用している法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名変更がありましたので、当該手数料の欄に掲げた法律名を改めるものであります。

二つ目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が10月から施行され、マイナンバー制度が開始されることに伴う手数料の追加及び廃止であります。マイナンバー制度の開始により、10月に本人宛に通知される通知カード、1月から交付を受けることができる個人番号カードについて、これらの再交付にかかる手数料を今回新たに設けるものであり、さらにこの個人番号カードの交付開始以後は、住民基本台帳カードの新規交付が廃止になるので、住民基本台帳カードの交付手数料の規定を削除するものであります。なお、詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

企画財政課長 それでは、私から補足説明をいたします。

まず最初に、今回の手数料徴収条例の改正は、対象となる手数料の施行期日は異なりますので、第1条から第3条までの3つの条に分けて規定し、改正を行うものであります。内容について、新旧対照表により説明いたしますので、3枚目の新旧対照表をお開きください。

左肩に第1条により改正ということに付しております。改正条例第1条は、別表中の(38)鳥獣の狩猟にかかる手数料を改めるものであります。ページの右側が改正前、左側が改正後です。改正箇所には下線を引いて表示をしております。

具体的には、メジロを飼う場合の登録手数料であり、制度上の変更は生じておりませんが、この中で引用している改正前の法律名「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」は、法改正により「鳥獣の保護及び管理並びに適正化に関する法律」に題名変更されておりますので、これに併せて条例改正を行うものであります。この法律の題名変更はすでに施行されておりますので、この改正条例第1条は、本議案可決後速やかに公布し施行することが必要であります。次のページをお開きください。

第2条による改正でございます。改正条例第2条は、マイナンバー制度における通知カードの再発行にかかる手数料の規定を新たに加えるための改正であります。この通知カードとは、12桁の個人番号、いわゆるマイナンバーをお知らせするカードであり、世帯ごと簡易書留で送付されるものであります。紛失などにより再交付を受ける場合の手続きは、市町村に

において行い、その再交付には手数料を要するものであります。

これに対応するため、右側の改正前の別表（２８）戸籍附票謄本の交付手数料から、（３０）削除とされている部分を、左側の改正後のおり改め、これにより（２８）として通知カードの再交付手数料の規定を新たに設けるものであります。金額については、総務省が示した標準額である５００円としております。番号法の施行期日は、政令により平成２７年１０月５日と定められております。したがって、この改正法第２条の施行期日以降は、この通知カードの再発行に対応する必要がありますので、この第２条の施行期日は２７年１０月５日となるものであります。

表の左上に第３条による改正としております。この改正条例第３条は、マイナンバー制度における個人番号カードの再発行にかかる手数料の規定を新たに加えるとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するための改正であります。この個人番号カードとは、通知カードの交付を受けてから本人の申請により無料で交付を受けることができる本人写真が入ったＩＣチップ付きのカードであり、さまざまところで本人確認ができる公的身分証明書となるものであります。紛失等により再交付を受ける場合は、これも有料となるものであります。また、この個人番号カードの交付開始以降は、住民基本台帳カードの新規交付が廃止となりますので、これに対応するため、右側の改正前の別表中（２７）及び（２８）の部分を左側の改正後のおり改めることにより、（２７）として、個人番号カードの再交付手数料の規定を新たに設け、さらに住民基本台帳カード手数料の規定を抹消とするものであります。金額については、総務省が示した標準額である８００円としております。番号法による個人番号カードの利用開始等の施行期日は、政令により平成２８年１月１日と定められております。その施行期日以降は、再発行について対応する必要がありますので、この改正条例第３条の施行期日は、平成２８年１月１日からとなるものであります。それでは、新旧対照表による改正内容の説明は以上で終わります。改正条例附則についてご説明いたします。本議案の２枚目、附則のページをお開きください。

新旧対照表による説明の際に、それぞれの施行期日について説明いたしましたが、それを規定したものが附則であります。この附則本文により、第

1条、鳥獣の狩猟にかかる登録手数料の施行期日は、公布の日からとなるものであります。そしてただし書きの規定により、第2条通知カードの再交付手数料の施行期日を平成27年10月5日からとして、第3条個人番号カードの再交付手数料の施行期日を平成28年1月1日からと定めているものであります。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

2 番 田 口 これは条例の改正の技術的なことによるのでやむを得ないのかなと思うんですが、ちょっと分かりづらいのですね、新旧対照表の第2条による改正を見ますと、右側の28、29という戸籍附票と住民票の閲覧手数料を一つ下にずらして29、30として、新たに28号で番号法の通知カードの再交付手数料を入れたということだろうと思います。ところが、この次の新旧対照表によると、第3条による改正として、今入った第28号の番号通知カード再交付手数料が今度は改正前のところに来て、左側にあるように、法律名が上に新たに入るんで簡単に番号法というふうになっているというふうに、この28号については、同じ条例で2回改正なされるようなことになっていてですね、非常に分かりづらいのですが、それはなぜですかというのをお聞きしたいと思います。

企画財政課長 それではお答えいたします。田口議員からご指摘がありましたように、この一つの議案の中で、まず第2条による改正の新旧対照表で説明いたしますと、まずここで(28)として、通知カードの再交付手数料が設けられます。そして第3条の改正によりまして(28)が、またさらに改正されると、このことのご指摘でございますが、今回のようにですね、いったん溶け込んだものをですね、同じ改正条例でさらに改正するということは法令執務上のテクニックとしてあることですね。よくあるのは、税条例など、非常に施行期日が錯綜するようなものですね、この中でよく利用されているようです。今回ですね、もしこれをすんなり読み取れるようにするとした場合ですね、まず第2条の改正が10月5日施行です。これ以後に第3条の改正を行うとすればですね、このへんがすっきりするということですね。ただしこの場合ですね、私ども、その方法もとれ

るということで検討したんですが、今回、全国的に番号法が成立して、そしてマイナンバー制度が始まるということに関してですね、市町村事務としてこの通知カードの再発行事務、そして個人番号の再交付、こういった事務が始まって、それぞれ10月5日から、そして個人番号カードは1月1日からというふうにですね、やはりこういった事務がこのように始まるんですよということですね、一括して提案するタイミングは1回の方がよろしいんじゃないかということで、このような提案としたものでございますので、そのようにご理解をいただきたいと思います。

2 番田 口 それでですね、施行期日がずれているというのは分かりましたので、確かに言われるように一番分かりやすいのは第3条の部分は後回しにするというのが一番分かりやすいのかなと思いますが、いっぺんに改正してしまったらどうかと。27号をですね、改正して28号を第3条の改正後のかたちにしてしまうのがいいのではないかと思ったりするのですが、結局、それはですね、この28年1月1日より前にはですね、住民基本台帳カード交付手数料500円というものが生きていないといけないということでしょうかね。それを確認したいと思います。

企画財政課長 まず、施行期日は附則の方で書いておりますように、10月5日から有効になるということですね。そして、個人番号カードは28年1月1日からという順序であります。ですから、その日が来て初めて有効、効力を発生するというご理解いただければよろしいかと思います。

4 番久保田 この第2条の通知カードは個人が拒否しようが何しようが送りつけられてくるものですが、この第3条は、顔写真が付いて、ICチップが取り組まれて、いろんな情報が入っている大事なものですよね。これはあくまでも申請によるものだと思っておりますが、これでただ再交付の手数料って簡単に500円が800円になりますよっていうだけの問題ではないと思うんですよね。ここで、この個人の情報がいっぱい入ったカードを紛失したりなんかして、今、年金機構の250万件の情報漏れなんかもあります、この3条をどのように町民の人に、今お知らせも広報で載ってきておりますが、これの管理方法とかですね、そういうのも含めて、簡単に500円が800円になりますよという程度のものでは

なくて、もっと個人の人たちにきちんと管理をすることを教えるとか、あくまでも申請ですよと、任意ですよということもお知らせするべきではないかと考えますが。

住民福祉課長 おっしゃるとおり、写真付きの個人番号であっても、通知カードであっても12桁の番号が記載されて、昨日の一般質問にもありましたように、大事なものであるということをご認識していただくようにという質問もございましたので、例えば、そこに本人さん、申請した本人さんが過失によって紛失、再発行手数料でありますので、そこに再発行手数料が発生すれば大事に保管しなければいけないということも認識づけられる一つのことになるんじゃないかなと思っておりますし、おっしゃるように大事なものであるのをですね、昨日も申し上げましたけれども、申請された方は特に気掛けていただいて、大事なものであるということをご認識されるような、これから周知ですとか、こういった方法がいいのかということはどうですかね、検討してお知らせして行って、失くさないようにということはどうですかね、交付するときも窓口でも伝えることにいたしておりますし、そこらへんは手に渡ってしまえば個人のものになってしまいますので、十分、重要なものと認識してもらいように、これから考えて周知徹底をしていきたいと考えております。

議 長 ここで、時間延長いたします。

(15:55)

1 番 山 口 この通知カードの再交付は可能なんですよ。そうすれば、通知カードをもらっても、あくまでも個人の自由申請によって個人番号カードがもらえると、そういうシステムなんですよ。そうすれば個人番号カードには写真が貼ってあると。通知カードは写真、その他貼っていないわけですよ。じゃあ、これが果たして本人であるかどうかというのは、どういった方法で確認していくのかですよ、条例とは別の話なんですけれどもね、そういった部分できちんとしておかないと、ただ単に本人になりすましてですよ、通知カードの再交付をお願いしますと、本人の確認方法がなければ、500円持っていけば誰かの分がもらえる可能性すらあるわけですよ。だからそういった点はどこでチェックが可能なのかなという気がするんですけども、それをどう考えているのかお伺いしたい。

住民福祉課長 本人確認について、きちんと徹底するようにしておりますけれども、その方法としましては、今現在も住民票ですとか、戸籍謄本などを交付するときは、本人確認をしております。本人確認をするときには、今現在だと運転免許証ですとか、公的機関が発行する資格証明書に写真が付いているものとかで、本人確認をしております。ただ、写真付きのものを持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので、こちらの方でいろんな聞き取りをしまして、公的機関の写真付きでないものを2枚以上確認するようになっております。今度、通知カードは郵送されるので本人さんに届くといたしまして、個人番号カードになりますと写真付きのものをですね、昨日言いましたJ-LISという機構から役場の方に送ってきますので、役場の窓口でご本人と確認してお渡しするようになっております。写真とお顔と間違いないとの確認は窓口で、運転免許証を持っていらっしゃる方は運転免許証で確認するようにしております。それ以外の方はですね、きちんと本人確認をしないといけないので、同じように本人に間違いないという確認を徹底するように、書類とか聞き取りとかをしまして、本人さんでないと分からないような情報をいくつも聞き取ったりして、疑義があるときにはですね、やはりその時は徹底して本人さんであるという確認をしてからしか渡さないようにということを考えておりますので、またさらに検討もしていきたいと考えております。また1月1日からということでもありますので、さらに係内でもう少し協議をしたり、確認の方法ですね、よその他市町もどういふふうにするかということもありますし、昨日も言いましたけれども、交付した後は顔認証というのもあったりしますので、一回顔認証でこちらの方が登録という方法になると思うんですけども、きちんとしていきたいと考えております。ちょっと曖昧で申し訳ありません。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

4 番 久 保 田 これはマイナンバー制度による条例の改正です。マイナンバー制の一番の狙いは、国民一人一人の収入と財産を丸裸にして、税と保険料の徴収強化、社会保障の給付削減を押し付けていくことです。マイナ

ンバー制度は国民にとっては、ほとんどメリットはありません。

一方、行政サイドにとっては、各自の収入、所得にかかる情報が単一の番号で結ばれ、そこに預貯金などの情報が加わることで、一人一人の職と資産の実態を掌に載せることが可能になります。莫大な費用や手間をかけてわざわざ国民のプライバシーを重大な危険にさらす共通番号を導入するよりも、現在使っているシステムを活用しながら、税と社会保障の分野での業務の効率化と適正化を図るべきと思います。よって、この条例に反対します。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

2 番 田 口 今回の条例改正はですね、すでに本年10月5日から施行が決まっております番号法の施行に伴って必要となります通知カードの再交付でありますとか、来年からの個人番号カードの再交付といったことについての手数料を定める技術的なものでありますので、これは必要なものと思ひまして賛成をいたします。

議 _____ **長** 他に討論はありませんか。

1 2 番 福 田 この議案の前に先ほど個人情報保護条例の一部を改正する条例を通しております。その中では、番号法にかかわる個人情報の保護等もしっかり行われるように規定されておりますので、先ほど反対されたような心配はないものと思ひ賛成いたします。

議 _____ **長** 他に討論はありませんか。よろしいですね。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって、議案第51号「川棚町手数料徴収条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(16 : 04)

議 _____ **長** 次に、日程第12、議案第52号「川棚町児童保育クラブの

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長 議案第52号「川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由の説明をいたします。

この条例につきましては、平成24年8月に子ども子育て関連三法が成立し、関連法である児童福祉法に定められている放課後児童クラブの対象児童の規定が、「小学校に就学しているおおむね10歳未満であって、その保護者が労働等によって昼間家庭にいない者」に改正され、本年4月から子ども子育て支援制度が本格的に施行されたところであります。

これにより、本町が放課後児童健全育成事業の充実を図るため、指定管理者を指定して行っております川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する事項について規定している、川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部について改正しようとするものであります。なお、詳細につきましては、住民福祉課長から説明いたしますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いをいたします。

住民福祉課長 それでは、私の方から補足説明をいたします。

ただいま町長の提案理由にもありましたように、法改正により、放課後児童クラブの対象児童の規定が、「小学校に就学しているおおむね10歳未満」、これは小学3年生ということになります。から、「小学校に就学している児童」、これは小学6年生までを指します。改正されたため、本条例を改正するものです。それでは次ページの新旧対照表によりご説明いたしますのでお聞き願います。

第1条設置についてです。改正前の児童福祉法第6条の第2項を、児童福祉法第6条の3第2項と改め、次に第4条入所対象児童について、改正前の「児童クラブに入所できる児童は」から全文を改正後は、「児童保育クラブに入所できる児童は、本町に居住する小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により昼間常に不在となる家庭の児童とする」に改めるものです。そして、前ページの改正本文に戻っていただきまして、附則についてでございますけれども、この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用することといたしております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろ

しくお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

10番高以良 新旧対照表の第4条で、改正前と改正後が違うのは文面が違いますが、実際は改正前の第4条1号で「3年生まで」と、2号では、「保護者が希望すれば6年生まで入所できる」となっていますので、改正後の第4条とほとんど内容は一緒ではないかと思いますが、そういう状態なのに施行日をわざわざ27年4月1日にさかのぼって適用するのに何か意味があるのですか。現在のままで、遡らないでも小学6年生までは入所できるわけですから、公布の日から施行ということでもいいんじゃないかなと思いますが、何か理由があるんでしょうか。

住民福祉課長 今回の改正につきましては、児童福祉法ではですね、小学校3年生までをおおむねということではしておりますが、本町の条例の方には6年生までというのは、やむを得ずということで、理由次第でございました。ですけれども、今度はそういう理由がなくても6年生までは預けていいですよということではしておりますので、そこらへんは6年生までとはっきり規定しておりますので、やはり改正をしたいと思って提案しております。

3番三岳 ちょっと文言の解釈についてですが、ここに「昼間常に」という文言があるわけですね。昼間というのはどの範囲なのか、常にというのが毎日という意味なのか、例えば週の内1日か2日働きに行っているよという場合、いろんなケースがあると思うんですが、そこは緩やかになっているんですか。お伺いします。

住民福祉課長 児童福祉法ではですね、昼間家庭にいない者というふうになっておりますが、本町では昼間家庭に常にいない者としております。この常にというのは、特に私もまだ認識というか、理解をちょっとしておりませんでしたので、後ほどこの解釈につきましては、後でご説明しますのでよろしいでしょうか。

議 長 三岳議員、後でという答弁で、条例の賛否を判断するのに必要と判断されますか。それとも後の答弁でよろしいですか。解釈をどうするかです。

3番三岳 ここでですね私が思ったのは、「昼間常に」というのは、最近パートとかっていうのがあるわけですね。そうしますと、例えば昼から働

くという方もいらっしゃるわけですね。常にといったのが、毎日、例えば働いている人しか対象にならないのかと。そこは、逆に言えば、昼間、常にと
いう言葉が入ったばかりに制約があるのかなということですね。とっばらえ
ばそういう制約がなくて、労働等により不在になる家庭という表現に変わる
んじゃないかなという気がしたもんですからお尋ねをしております。

議 **長** しばらく調べるのに時間がほしいということですので、調べ
が終わるまで休憩いたします。

(1 6 : 1 9)

(…休 憩…)

(1 7 : 2 5)

議 **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 **長** ただいま平成 2 7 年 9 月 1 0 日、町長から提出されました
「川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条
例」について、訂正したいとの申し出がありました。

この訂正申し出は、ただいま議題となっております議案ですので、ただち
に議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。「川棚町児童保育クラブの設置及び管
理に関する条例の一部を改正する条例訂正の件」を議題といたします。町長
から、「川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例訂正の件」についての理由の説明を求めます。

町 **長** 提案理由の説明をいたします。まず、9月10日に提出をし
ておりました「川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例」につきましては、内容に誤りがありましたので、この度、事
件の訂正請求をいたしましたところ、ただいま快くご理解いただきまして、
誠にありがとうございます。そして、「川棚町児童保育クラブの設置及び管
理に関する条例の一部を改正する条例訂正の件」につきまして、追加日程に
追加していただき、心から感謝を申し上げます。それでは、提案理由の説明

をいたします。

今回の条例改正につきましては、第4条に入所対象児童の範囲の規定を定めておきまして、「本町に居住する小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により、昼間常に不在となる家庭の児童とする」ということで提案をしておりましたが、この入所対象児童の範囲が、児童福祉法と比べてみますと、若干、門戸が狭められておきまして、適当でないと判断いたしましたので、この度、提案を申し上げておりますように、「本町に居住する小学校に就学している児童で、その保護者が労働等により、昼間家庭にいない者の児童とする」というふうに訂正をしたいと思い、ご提案を申し上げる次第でございます。なお、この表現につきましては、児童福祉法に定められております放課後児童健全育成児童の対象児童と、まったく同様にしたものでございます。以上、提案理由とさせていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 お諮りいたします。ただいま町長から説明がありました「川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例訂正の件」を許可することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって「川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例訂正の件」を許可することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから質疑を行います。

10番高以良 今回の訂正の申し出については、このもらっている新旧対照表だけの訂正の申し出なのか、議案の方の訂正は申し出はあっていないんでしょうか。

議 長 取扱いですので、局長の方から説明させます。

事務局 長 ただいまの質疑の部分ですが、訂正の手法としまして差し替えの申し出を最初にやりました。しかし、訂正の申し出ということで、差し替えではなくて、事件の訂正請求書という公文書をいただいたところですので、その内容については、みなさんに配布はしておりませんが、訂正箇

所の明示によって訂正箇所が分かるということで、そのようにしたところで
す。別紙のとおり提出したいのという公文書をもってありますので、そ
の点で訂正が先ほど可決されましたので、今議題となっております議案第5
2号の条例改正については、溶け込んだ後での質疑の続行ということでご理
解をいただきたいと思ひます。

3 番 三 岳 私が質問したばかりにこうなったのかなと思ひますが、
今、高以良議員が言われているのは、表の議案第52号の中の、次のように
改正するという文言の下にですね、入所対象児童第4条ということで、ここ
も当然変わらなければおかしいんじゃないかなという趣旨の質問であったと
思ひますが、その点については表の方をですよ、一枚目の方も修正すべきで
はないかということじゃないかなと思ひますが、その点はどうでしょうか。

事務局 長 ただいまの質疑が議案第52号ですね、この条例案の改正の
提案の内容の文言を変えますと、軽微な訂正または差し替えという状態で、
私たちが今事務処理をしてあります事件訂正請求書というかたちではない状
態という判断をしたところですよ。この議決は、この条例の可決をしていただ
き、なおかつその前の事件訂正請求書についても可決をしていただきます
と、溶け込んだ状態で公布がなされるということで理解をしておるところで
す。以上です。

議 長 よろしいですか。訂正文書についての質問はございません
か。他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第52号「川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第52号「川棚町児童保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

(17:35)

議 長 ここで、議長から一言申し上げます。今後は、このようなことがないように十分注意をして対応されますように要望をいたしておきます。

議 長 次に、日程第13、請願第1号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」を議題といたします。

これより、紹介議員の説明を求めますが、あらかじめお諮りいたします。請願第1号については、川棚町議会会議規則第92条第2項の規定によって、委員会への付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより紹介議員の説明を求めます。

8 番 波 戸 請願書を読み上げ請願といたします。

平成27年9月11日、請願書。川棚町議会議長初手安幸様。請願者、川棚町百津郷169-31、川棚町の教育を考える会会長中島三代治。紹介議員、波戸勇則。

「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」

要旨。教育の機会均等、教育水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持し、少人数学級などの定数改善を図り、必要な財源が将来にわたり確実に確保されるため、意見書を提出していただきますよう請願いたします。

理由。義務教育は憲法の「教育の機会均等」と「義務教育無償の原則」に基づいて、子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。豊かな教育の保障は国の社会基盤形成の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務でもあります。

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等及び義務教育費無償の原則として、全国のどこで学んでも子どもたちが等しく教育を受けることができるようにするとともに、自治体間における教育水準に格差を生じさせないようにするため制定されたものです。

しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟34か国中、日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、貴職におかれましては、2016年度政府予算編成において、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元し、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保するよう、関係機関へ働きかけていただきますように要望いたします。

記。1、義務教育費国庫負担制度について、国の負担割合を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。以上、請願いたします。

ご審議の上、意見書を提出していただきますようお願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

2 番 田 口 日本国憲法上、子女の教育は国民の義務であると定められております。しかし、その義務教育の費用をどう負担すべきかについては、憲法上は義務教育はこれを無償とすると定めているだけでありますので、誰がどのように義務教育の費用を負担すべきかについては明らかではありません。考え方としては、親が100%負担すべきという考え方もあり得ますし、逆に国が100%負担すべきという考え方もあり得るわけであります。現状は、国と地方公共団体が一定の割合で負担をしているというのが現状だと言えると思います。

そこで、請願者はそういった義務教育費用の負担の在り方については、基本的にどういうふうな考えを持ってられるのでしょうかということをお伺いいたします。

8 番 波 戸 お答えいたします。義務教育費の負担がどうあるべきかについては、請願者の考えを明確に聞いたわけではございません。制度につきましては、憲法第26条において、無償による義務教育の実施を定めており、義務教育費国庫負担制度は国民のすべての制度に対し、その妥当な規模と内容を補償するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等と、その水準の維持向上を図ることを目的としております。あくまで、本来は、市町村立の学校の費用を負担すべきところを、優秀な教職員の安定的な確保と適正な職員配置のため、国がその3分の1を負担している制度であります。あくまで理想は、国の全額負担が理想ではないかと考えておりますが、これはあくまで私の私見でございます。

この請願の内容は、これ以上の国庫負担を減らすべきでなく、むしろ従来の2分の1に戻してほしいという考えのもとに請願を提出しております。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、請願第1号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって、請願第1号「未来を担う子どもたちの教育を守る義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願」は、採択することに決定をいたしました。

(17:44)

議 _____ **長** 次に、日程第14「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。本件は、川棚町議会会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」は、お手元に配布しました別紙のとおり派遣することと決定いたしました。

なお、ただいま議決しました「議員派遣の件」で、後日変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって、後日変更があった場合は、議長に一任することと決定をいたしました。

(1 7 : 4 5)

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れさまでした。

(1 7 : 4 5)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____

会 議 録 署 名 議 員 _____